



平成 28 年 6 月 10 日

各 位

会 社 名 O A T ア グ リ オ 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 森 明 平
(コード：4979、東証第一部)
問 合 せ 先 取 締 役 総 務 部 長 一 野 展 久
(TEL. 03- 5283-0262)

株式の売出し及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 6 月 10 日の取締役会決議により、当社普通株式の売出しに関し下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。また、当該売出しにより、当社の主要株主である筆頭株主の異動が見込まれますので、併せてお知らせいたします。

記

I. 当社株式の売出し

1. 当社株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）

- | | |
|----------------------------|--|
| (1) 売 出 株 式 の
種 類 及 び 数 | 当社普通株式 996,000 株
なお、当社は、平成 28 年 6 月 10 日（金）の取締役会決議により、株式会社東京証券取引所における自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）により、取得株式の総数 500,000 株、取得価額の総額 725,000,000 円をそれぞれ上限とし、平成 28 年 6 月 14 日（火）から平成 28 年 6 月 15 日（水）までの期間を取得期間として、自己株式（当社普通株式）の取得に関する事項を決定している。
今後、当社が当該決議に基づき自己株式の取得を決定した場合、下記（2）に記載の売出人であるエムシーピースリー投資事業有限責任組合が、当該自己株式取得に応じて、その保有する当社普通株式の一部を売却する可能性がある。かかる場合、上記の売出株式数が減少することがある。なお、自己株式取得に関し、当社は、エムシーピースリー投資事業有限責任組合より、その保有する当社普通株式のうち最大 500,000 株をもって応じる意向を有している旨の連絡を受けている。 |
| (2) 売 出 人 | エムシーピースリー投資事業有限責任組合 |
| (3) 売 出 価 格 | 未定（日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、平成 28 年 6 月 20 日（月）から平成 28 年 6 月 22 日（水）までの間のいずれかの日（以下、「売出価格等決定日」という。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件と |

ご注意：この文書は、当社株式の売出し及び主要株主である筆頭株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- し、需要状況等を勘案した上で決定する。)
- (4) 売 出 方 法 売出しとし、大和証券株式会社及びみずほ証券株式会社（以下、「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。
売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人により売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。
- (5) 申 込 期 間 売出価格等決定日の翌営業日から売出価格等決定日の2営業日後の日まで。
- (6) 受 渡 期 日 売出価格等決定日の6営業日後の日
- (7) 申 込 証 拠 金 1株につき売出価格と同一の金額とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 100株
- (9) 売出価格、その他本株式売出しに必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (10) 本株式売出しについては、平成28年6月10日（金）に金融商品取引法による有価証券通知書を提出している。

2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考>2.を参照のこと。）

- (1) 売 出 株 式 の 種類及び数 当社普通株式 73,900株
なお、上記の売出株式数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又は本株式売出しそのものが全く行われない場合がある。最終の売出株式数は、需要状況等を勘案した上で売出価格等決定日に決定する。
- (2) 売 出 人 大和証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（売出価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受けによる売出しにおける売出価格と同一の金額とする。）
- (4) 売 出 方 法 大和証券株式会社が、引受人の買取引受けによる売出しの需要状況等を勘案し、73,900株を上限として当社株主より借受ける当社普通株式について売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 引受人の買取引受けによる売出しにおける申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 引受人の買取引受けによる売出しにおける受渡期日と同一とする。
- (7) 申 込 証 拠 金 1株につき売出価格と同一の金額とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 100株
- (9) 売出価格、その他本株式売出しに必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (10) 本株式売出しについては、平成28年6月10日（金）に金融商品取引法による有価証券通知書を提出している。

<ご参考>

1. 売出しの目的

本日決議いたしました当社普通株式の売出しは、エムシーピースリー投資事業有限責任組合（以下、「同ファンド」という。）が保有する1,069,900株（当社の発行済株式総数の19.33%）の売出しです。

同ファンドは、当社普通株式の東京証券取引所への上場以来、主要株主として当社普通株式を保有していましたが、前記I.の当社株式の売出しにより、その保有する当社普通株式全株（ただし、後

ご注意：この文書は、当社株式の売出し及び主要株主である筆頭株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

記「2. オーバーアロットメントによる売出し等について」の状況によっては一部株式が返還される可能性があります。)を売却いたします。かかる売却の結果、同ファンドは当社の主要株主ではなくなり、同ファンドは当社に対する持株比率を大幅に減少させることとなります。

当該売出しにより、当社普通株式の分布状況の改善及び流動性の向上が期待されるものと考えております。

2. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 当社株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）」に記載の引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、73,900株を上限として大和証券株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式（以下、「貸借株式」という。）の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われな場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合、大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、追加的に当社普通株式を取得する権利（以下、「グリーンシュエーション」という。）を、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの受渡期日から平成28年7月22日（金）までの間を行使期間として、当社株主より付与されます。

大和証券株式会社は、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間（以下、「申込期間」という。）中、当社普通株式について安定操作取引を行う場合があります。当該安定操作取引で買付けた株式の全部又は一部を貸借株式の返還に充当する場合があります。

また、大和証券株式会社は、申込期間終了日の翌日から平成28年7月22日（金）までの間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。）、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は全て貸借株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、大和証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しを行った株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数から安定操作取引及びシンジケートカバー取引に係る貸借株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、グリーンシュエーションの行使を行います。

3. ロックアップについて

引受人の買取引受けによる売出しに関連して、当社は、大和証券株式会社に対し、売出価格等決定日に始まり、引受人の買取引受けによる売出しの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下、「ロックアップ期間」という。）中、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の発行等（ただし、株式分割及びストックオプションの行使による新株式発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

上記の場合においても、大和証券株式会社は、ロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

ご注意：この文書は、当社株式の売出し及び主要株主である筆頭株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

II. 主要株主である筆頭株主の異動

1. 異動が生じる経緯

前記「I. 当社株式の売出し 1. 当社株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）」に記載の売出しにより、当社の主要株主である筆頭株主の異動が見込まれるものであります。

2. 異動する株主の概要

主要株主である筆頭株主に該当しないこととなる株主の概要

(1) 名 称	エムシーピースリー投資事業有限責任組合
(2) 所 在 地	東京都千代田区丸の内一丁目6番1号
(3) 代表者の役職・氏名	無限責任組合員 エムシーディースリー株式会社 代表取締役社長 亀井 温裕
(4) 事 業 内 容	投資事業
(5) 資 本 金	不明

3. 異動前後における当該株主の所有する議決権の数（所有株式数）及び総株主の議決権の数に対する割合

	議決権の数（所有株式数）及び総株主の議決権の数に対する割合			大株主 順位
	直接所有分	合算対象分	合計	
異 動 前 (平成28年6月10日現在)	10,699 個 (1,069,900 株) (19.89%)	一個 (一株) (-%)	10,699 個 (1,069,900 株) (19.89%)	第1位
異 動 後	739 個 (73,900 株) (1.51%)	一個 (一株) (-%)	739 個 (73,900 株) (1.51%)	—

(注) 1. 異動前の総株主の議決権の数に対する割合は、平成27年12月31日現在の総株主の議決権の数53,794個を基準に算出しております。

2. 異動後の総株主の議決権の数に対する割合は、本日付で公表した「自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ（会社法459条第1項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得）」に記載の取得し得る株式の総数の上限500,000株の自己株式を当社が取得した場合に減少する議決権の数5,000個を減じた48,794個を基準に算出しております。

3. 下記4.の異動予定年月日後に、前記「I. 当社株式の売出し <ご参考> 2. オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載のグリーンシュエアオプションの行使により、当該株主の議決権の数（所有株式数）は、上記議決権の数（所有株式数）よりさらに最大で739個（73,900株）減少する可能性があります。

4. 大株主順位は、平成27年12月31日現在の株主名簿による株主順位に基づくものであります。

4. 異動予定年月日

前記「I. 当社株式の売出し 1. 当社株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）」に記載の受渡期日（売出価格等決定日の6営業日後の日）

5. 今後の見通し

本異動による当社の業績への影響はありません。

以 上

ご注意：この文書は、当社株式の売出し及び主要株主である筆頭株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。